中規模（売上高一億円以上十億円未満）	・店舗毎の予算策定と予実管理 ・PDCAサイクルの徹底	・事務作業のIT化 ・ITⅤはロボットの活用による棚卸作業の効率化 ・業務の外注化 ・POSシステム、FSP等によるデータ分析 ・スマートホンアプリを用いた販促 ・ボランタリーチェーン等のネットワークを活用した情報収集 ・製造業における知見の活用 ・ボランタリーチェーン等のネットワークを活用した仕入交渉力の獲得	・出店又は退店に関する戦略の策定 ・商圏の顧客ニーズ、購買履歴を踏まえた品揃え、売価設定及び販売促進	・地域の支援機関等との連携による研修 ・経営理念の共有 ・マニュアルに記載された対応以外の適切な対応を可能とする教育 ・店長人材の育成 ・店舗間での成功事例の共有 ・人材育成、人事制度、採用・任用制度の整備 ・現場からの意見の集約		
中堅（売上高十億円以上）	・店舗毎の予算策定と予実管理 ・店舗を支援する本部機能の強化 ・PDCAサイクルの徹底	・事務作業のIT化 ・POSシステム、FSP等によるデータ分析 ・スマートホンアプリを用いた販促 ・無人レジの導入 ・プロセスセンター、セントラルキッチン等の一括処理拠点の活用 ・自動発注の導入 ・ITⅤはロボットの活用による棚卸作業の効率化	・出店又は退店に関する戦略の策定 ・商圏の顧客ニーズ、購買履歴を踏まえた品揃え、売価設定及び販売促進	・地域の支援機関等との連携による研修 ・経営理念の共有 ・マニュアルに記載された対応以外の適切な対応を可能とする教育 ・店長人材の育成 ・店舗間での成功事例の共有 ・人材育成、人事制度、採用・任用制度の整備 ・現場からの意見の集約	・業務の外注化 ・製造業における知見の活用 ・事業者の規模を活かした仕入交渉（必要に応じてボランタリーチェーンを活用）	

第4　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営向上の促進に当たって配慮すべき事項

1　国内の事業基盤の維持

国は、海外における経営力向上のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業者等が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

2　雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

3　計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗を事業者自ら定期的に把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

4　外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び指導・助言に際しては、その事業内容、経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

5　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

6　中小企業者等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業者等による幅広い取組を促すため、中小企業者等の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

7　中小企業の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、中小企業が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

第5　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

認定事業分野別経営力向上推進機関には、1に掲げる要件を満たし、かつ、2に掲げる業務を行うための知見及び能力を有することを求める。

1　要件

一　組織体制

イ　窓口となる拠点を有していること。

ロ　常勤職員が二名以上いること。

ハ　卸売業又は小売業の振興に係る会合を一年に一回以上開催していること。